

第3期津市子ども・子育て支援事業計画の「養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業」について、下記のように修正をしたいと思います。
追記箇所は、下線をひいてお示ししています。

(5) 養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業

事業内容	養育支援が特に必要な家庭及び子育てに対する不安や負担を抱え日常生活に支障が生じている家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言や家事・育児支援等を行うことにより、児童虐待を未然に防止するとともに当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
対象年齢	ア 要支援家庭対象分 0～18歳の子どもの保護者及び若年妊婦等 イ (拡充分) 産前・子育て応援ヘルパー派遣事業 就学前の子どもの保護者又は妊婦
区域設定	全市域
量の見込みの算出概要	国が示す算出の考え方を踏まえた上で、本市における過去の利用実績に基づき、計画期間における量の見込みを算出しました。

量の見込みと確保の方策（延べ利用者数）

ア 養育支援訪問事業及び子育て世帯訪問支援事業（要支援家庭対象分）（人/年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	300	300	300	300	300
②確保の方策	300	300	300	300	300
②-①	0	0	0	0	0

イ 子育て世帯訪問支援事業（拡充分：産前・子育て応援ヘルパー派遣事業）（人/年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	—	1,168	1,149	1,131	1,113
② 確保の方策	—	1,168	1,149	1,131	1,113
②-①	—	0	0	0	0

【提供体制の確保内容】

量の見込みが確保の方策を超えた場合においても対応できる体制を整えます。なお、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成事業の実施についても検討していきます。